

新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について

(2020年2月12日)

東京歯科保険医協会

政府は、中国を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス(COVID-19)による肺炎について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、2月1日から施行しています。

会員医療機関において疑いのある患者への対応については、下記の事項にご注意ください。

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の疑いがある患者(「疑い例」)への対応について

(「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」事務連絡 2020年2月1日より:厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局結核感染症課)

※「疑い例」の要件は下記の通りです。

①発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

②発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

➔ 上記の①、②に該当すれば、速やかに所管の保健所へ連絡の上、感染症指定医療機関へ受診、検査をしてもらう。

➔ 上記①の症状がない場合、基本的には標準予防策を徹底して診察をしてください。

○東京都内の保健所はこちら(厚生労働省 保健所管轄区域案内)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_13.html

○感染症指定医療機関

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html>

◆ 新型コロナウイルス感染に関して、歯科医院での掲示ポスターを作製しました。院外用と院内用で日本語と中国語があります。

・院外掲示用・・・武漢への渡航歴のある方等に、受診の前には事前連絡を促す内容です。

・院内掲示用・・・すでに通院されている患者にマスクの着用等促す内容です。

(歯科医院に事前連絡があった場合には、上記の「疑い例」に該当するかを、まず聴き取ってください)

2. 院内感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察する場合は、「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」に基づき、適切な感染対策をお願いします。

◆ 新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策(国立感染症研究所ホームページ)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

○新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年2月10日改訂版)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

3. 外国語対応をはじめとする外国人患者への対応等に係る支援ツールの活用について

(1)外国人向け多言語説明資料

診療申込書等受付時に必要な書類、診療科ごとの問診票、医療費請求書等会計時に必要な書類等について、以下URLからダウンロードできます。

◆ 外国人向け多言語説明資料の掲載サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html

(2)外国人患者の対応に係る医療機関向けの相談窓口(休日及び夜間)

厚生労働省では、休日及び夜間において、医療機関関係者が外国人患者の対応をワンストップで相談できる相談窓口を開設しています。

◆ 相談窓口の概要

開設時間:平日 17時から翌9時まで、土日祝日 24時間

料 金:無料(通話料及び相談以外のサービス利用は利用者負担)

電話番号:03-6371-0057

Web サイト:<https://emergency.co.jp/onestop/>

<参考>

○厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A

(令和2年2月11日時点版)(一般の方、医療機関・検査機関の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について

厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653(フリーダイヤル) ※2/7より新しい番号(フリーダイヤル)に変更。

受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

○東京都福祉保健局 都民の相談に対応するコールセンター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatakorona.html>

電話番号 03-5320-4509

対応時間 9時00分～21時00分(土、日、休日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談

○新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについて(事務連絡令和2年2月6日)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/020207_001.pdf

○「帰国者・接触者相談センター」

・発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や、患者との接触歴がある方からの電話相談を受けるセンターが設置されました。

・東京都では、特別区、八王子市、町田市と共同して、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方からの相談に対応します。

・同相談センターでは、発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある方からの電話相談を受け付けます。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hodo/saishin/kikoku_sesshoku.html

○「東京を訪れる外国人の方へ」医療機関受診のための多言語ガイドブック

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/tagengoguide.html>

○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」の掲載サイト

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

日本政府観光局(JNTO) (英語・中国語・韓国語・日本語で閲覧可能)：

https://www.jnto.go.jp/emergency/mi_guide.html

○外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ(観光庁 HP)

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

日本政府観光局(JNTO)がコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しています。日本語のほか英語、中国語、韓国語に対応し、新型コロナウイルス関連の問い合わせも可能です。

電話番号 050-3816-2787

対応時間 365日、24時間

対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲 緊急時案内(病気・事故等)、災害時案内、一般観光案内

(主な相談内容)

・ホテルをキャンセルせざるを得なくなった。返金を希望する場合はどこに問い合わせればよいか。

・咳、発熱の症状があり新型コロナウイルスでないか不安なため、検査を受けたい。

・ホテルに宿泊しているお客様に咳、発熱の症状がある。

○外国語で対応できる医療機関

いざというときに、日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイトです。

地域、言語、診療科目を選択して、医療機関検索ができます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

※情報は日々変わりますので、必ず最新のものをご確認ください。